

平成 30 年度 茨城県水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 事業収益			千円 19,422,382	千円 73,680	千円 19,496,062	千円
	1 営業収益		17,099,295	68,301	17,167,596	
		1 給水収益	17,099,295	68,301	17,167,596	県南広域水道事業 △ 54,114 鹿行広域水道事業 50,796 県西広域水道事業 △ 16,260 県中央広域水道事業 87,879
	2 営業外収益		2,298,412	△ 22,999	2,275,413	
		1 受取利息及び配当金	2,149	△ 249	1,900	
		3 受託工事収益	34,282	△ 2,265	32,017	
		4 受託管理収益	74,979	△ 13,911	61,068	
		5 長期前受金戻入	1,954,879	△ 8,610	1,946,269	
		6 雑収益	69,065	2,036	71,101	
	3 特別利益		24,675	28,378	53,053	

		1 その他特別利益	24,675	28,263	52,938	
		2 過年度損益 修正益	—	115	115	
収 入 合 計			19,422,382	73,680	19,496,062	

支 出

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考	
1 事業費用			千円 18,593,569	△	千円 1,544,488	千円 17,049,081	千円
	1 営業費用		17,478,458	△	1,699,231	15,779,227	
		1 原水及び浄水費	6,974,688	△	1,596,204	5,378,484	
		2 配 水 費	476,106		104,066	580,172	
		3 総 係 費	2,461,732	△	180,015	2,281,717	
		4 減価償却費	7,336,039	△	28,060	7,307,979	
		5 資産減耗費	229,893		982	230,875	
		2 営業外費用	1,077,811		176,869	1,254,680	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	749,193	△	15,586	733,607	
		2 受託工事費	32,808	△	2,168	30,640	
		3 受託管理費	72,799	△	7,118	65,681	
		4 消費税及び 地方消費税	223,011		201,732	424,743	
		5 雑 支 出	-		9	9	

	3 特別損失		25,300	△	22,126	3,174	
		1 固定資産売却損	225	△	225	—	
		3 その他特別損失	24,675	△	21,901	2,774	
支	出	合	計				
			18,593,569	△	1,544,488	17,049,081	

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考	
1 資本的収入			千円 4,211,101	△	千円 576,039	千円 3,635,062	千円
	1 国庫補助金		798,329	△	7,755	790,574	
		1 創設及び拡張 事業費	642,639	△	7,755	634,884	
	2 企業債		2,028,500	△	289,300	1,739,200	
		1 創設及び拡張 事業費	1,849,500	△	248,800	1,600,700	県南広域水道事業 △ 236,100 県西広域水道事業 △ 12,700
		2 次期事業費	179,000	△	40,500	138,500	
	3 出資金		626,000	△	11,000	615,000	
		1 創設及び拡張 事業費	500,000	△	11,000	489,000	
	4 負担金		287,875	△	240,163	47,712	
		1 創設及び拡張 事業費	287,875	△	240,163	47,712	
	6 固定資産 売却代金		10	△	10	-	
	1 創設及び拡張 事業費	10	△	10	-		

	7 長期借入金		274,746	△	27,811	246,935	
		1 次期事業費	274,746	△	27,811	246,935	
収 入 合 計			4,211,101	△	576,039	3,635,062	

支 出

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考	
1 資本的支出			千円 12,565,806	△	千円 673,775	千円 11,892,031	千円
	1	建設改良費	9,350,214	△	636,064	8,714,150	
	1	創設及び拡張 事業費	8,782,848	△	568,829	8,214,019	県南広域水道事業 △ 167,542 鹿行広域水道事業 △ 264,558 県西広域水道事業 △ 134,927 県中央広域水道事業 △ 1,802
	2	次期事業費	567,366	△	67,235	500,131	
	2	資産購入費	143,610	△	27,647	115,963	
	1	創設及び拡張 事業費	143,610	△	27,647	115,963	
	4	補助金返還金	52,342	△	10,064	42,278	
	1	創設及び拡張 事業費	43,157	△	10,058	33,099	
	2	次期事業費	9,185	△	6	9,179	
	支 出 合 計			12,565,806	△	673,775	11,892,031

平成30年度 茨城県水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	2,098,163
減価償却費	7,307,979
資産減耗費	230,875
特別損失	2,774
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 67,465
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4,973
長期前受金戻入	△ 1,946,269
雑収益	△ 27,828
特別利益	△ 1,828
受取利息及び配当金	△ 1,900
支払利息	733,607
未収金の増減額 (△は増加)	216,156
未払金の増減額 (△は減少)	△ 977,676
たな卸資産の増減額 (△は増加)	<u>27,968</u>
小計	7,599,529
利息及び配当金の受取額	1,900
利息の支払額	<u>△ 733,607</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,867,822

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 8,464,385
	無形固定資産の取得による支出	△ 1,548,770
	国庫補助金による収入	790,574
	一般会計からの繰入金による収入	195,641
	工事負担金による収入	63,143
	国庫補助金返還による支出	<u>△ 42,278</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,006,075
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,739,200
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,019,640
	建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	246,935
	リース債務の返済による支出	△ 89,509
	他会計からの出資による収入	<u>615,000</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 508,014
	資金増加額（又は減少額）	△ 2,646,267
	資金期首残高	<u>18,967,761</u>
	資金期末残高	16,321,494

平成 30 年度 茨城県水道事業予定貸借対照表

(平成 31 年 3 月 31 日)

(単位 千円)

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
	イ 土 地		9,010,519
	ロ 建 物	18,946,832	
	減価償却累計額	<u>△ 8,481,089</u>	10,465,743
	ハ 構 築 物	153,271,448	
	減価償却累計額	<u>△ 68,043,026</u>	85,228,422
	ニ 機 械 及 び 装 置	92,518,167	
	減価償却累計額	<u>△ 65,459,207</u>	27,058,960
	ホ 車 両 運 搬 具	36,871	
	減価償却累計額	<u>△ 28,832</u>	8,039
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	410,956	
	減価償却累計額	<u>△ 335,100</u>	75,856
	ト リ ー ス 資 産	525,631	
	減価償却累計額	<u>△ 243,445</u>	282,186
	チ 建 設 仮 勘 定		<u>87,377,640</u>
	有形固定資産合計		219,507,365
(2)	無 形 固 定 資 産		
	イ 電 話 加 入 権		87
	ロ ダ ム 使 用 権		44,402,507

ハ 施設利用権	<u>55,551</u>		
無形固定資産合計		44,458,145	
(3) 投資その他の資産			
イ 長期貸付金	1,851,907		
ロ その他投資	<u>8,344</u>		
投資その他の資産合計		<u>1,860,251</u>	
固定資産合計			265,825,761
2 流動資産			
(1) 現金・預金		16,321,494	
(2) 未収金		1,319,360	
(3) 貯蔵品		128,178	
(4) その他流動資産		<u>4,043</u>	
流動資産合計			<u>17,773,075</u>
資産合計			<u>283,598,836</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等に充てた企業債	<u>43,182,511</u>		
企業債合計		43,182,511	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等に充てた長期借入金	<u>4,453,760</u>		
他会計借入金合計		4,453,760	
(3) 長期リース債務		186,921	

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 国庫補助金	1,938,056
ロ 他会計補助金	42,498
ハ 工事負担金	666,086
ニ 受贈財産評価額	34,803
ホ その他資本剰余金	<u>113,246</u>

資本剰余金合計

2,794,689

(2) 利 益 剰 余 金

イ 建設改良積立金	184,854
ロ 当年度未処分 利益剰余金	<u>4,977,629</u>

利益剰余金合計

5,162,483

剰 余 金 合 計

7,957,172

資 本 合 計

147,721,307

負 債 資 本 合 計

283,598,836

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定支弁職員	1	(5) 86	—	360,446	—	275,000	635,446	130,187	765,633
	資本勘定支弁職員	—	(—) 14	—	55,325	—	38,509	93,834	22,456	116,290
	合 計	1	(5) 100	—	415,771	—	313,509	729,280	152,643	881,923
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	(7) 87	—	368,938	—	355,508	724,446	134,379	858,825
	資本勘定支弁職員	—	(—) 14	—	55,157	—	39,576	94,733	23,854	118,587
	合 計	1	(7) 101	—	424,095	—	395,084	819,179	158,233	977,412
比 較	損益勘定支弁職員	— △	(△ 2) 1	— △	8,492	— △	80,508 △	89,000 △	4,192 △	93,192 △
	資本勘定支弁職員	—	(—) —	—	168	— △	1,067 △	899 △	1,398 △	2,297 △
	合 計	— △	(△ 2) 1	— △	8,324	— △	81,575 △	89,899 △	5,590 △	95,489 △

上記のほか、嘱託報酬等 4,219 千円がある。

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)
	補正後	11,733	23,075	10,654	15,142	313	120
	補正前	11,556	23,246	12,697	23,058	168	36
	比較	177	△ 171	△ 2,043	△ 7,916	145	84
	区 分	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	30,792	136	98,596	85,291	6,600	24,367
	補正前	27,255	1,900	96,756	83,029	8,119	101,884
	比較	3,537	△ 1,764	1,840	2,262	△ 1,519	△ 77,517
	区 分	児童手当 (千円)					
	補正後	6,690					
	補正前	5,380					
	比較	1,310					

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 8,324	1 給与改定に伴う増減分	740		給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 0.2% (行政職) 給与改定実施時期 30年4月1日
		3 その他の増減分	△ 9,064	(2) その他 △ 9,064	
手 当	△ 81,575	1 制度改正に伴う増減分	2,894	(2) 期末・勤勉手当 2,894	期末・勤勉手当の支給率 年間支給率 4.4月分 → 4.45月分
		2 その他の増減分	△ 84,469		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		事 務 (行 政 職)	技 術 (行 政 職)
補 正 後	平均給料 月額 (円)	354,504	315,419
	平均給与 月額 (円)	426,740	391,541
	平均年齢 (歳)	46.8	40.9
補 正 前	平均給料 月額 (円)	323,452	314,608
	平均給与 月額 (円)	400,204	390,091
	平均年齢 (歳)	42.2	40.6

注 記

I 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法によっている。

・主な耐用年数

建物 8～50年

構築物 8～58年

機械及び装置 5～38年

工具器具及び備品 5～20年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法によっている。

・主な耐用年数

ダム使用権 55年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 貸倒引当金

貸倒実績率等による回収可能性を検討し、不納欠損が見込まれる場合は、回収不能見込額を計上する。

(4) 修繕引当金

毎年度行われる通常の修繕が行われなかった場合において、当該修繕の必要性が確実に見込まれるときは、支出予定額を計上する。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

予算の実施計画書等については、税込方式によっている。なお、財務諸表については税抜方式によっている。

II 予定キャッシュ・フロー計算書

重要な非資金取引の内容

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 124,188 千円である。

III 予定貸借対照表

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当該年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,590,029千円である。

IV セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

水道事業会計は、茨城県公営企業の設置等に関する条例に基づき、県南広域水道、鹿行広域水道、県西広域水道及び県中央広域水道により水道事業を運営していることから、各事業を報告セグメントとしている。

2 報告セグメントごとの資産等

当年度（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日）

(単位 千円)

項 目	県南広域水道	鹿行広域水道	県西広域水道	県中央広域水道	合 計
セグメント資産	118,094,256	36,402,351	65,234,526	63,867,703	283,598,836
セグメント負債	60,398,053	18,326,860	32,982,459	24,170,157	135,877,529

V リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額の予算額が 300 万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額の予算額が 300 万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約に係るものは下記の金額である。

短期リース債務	96,050,711 円
---------	--------------

長期リース債務	186,920,187 円
---------	---------------

VI その他

1 退職給付引当金の取崩し

当年度、退職手当として 91,832 千円を支給するため、91,832 千円を取り崩す。

2 新会計基準移行に係る経過措置

修繕引当金に関する経過措置

平成 26 年 3 月 31 日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。